

令和6年 No.30

○東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

公開講座の種類の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年6月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年6月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第19号

東京学芸大学公開講座規程の一部を改正する規程

東京学芸大学公開講座規程（平成15年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について

改正理由：公開講座の種類の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (種類) 第2条 本学の公開講座は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) <u>I Dig Edu (アイ・ディグ・エデュ) ～教育者の主体的な学びのためのプラットフォーム～ (以下「I Dig Edu」という。)</u> 第2章 東京学芸大学オープンセミナー (目的) 第3条 〔省略〕 〔省略〕 (講習料) 第18条 〔省略〕 <u>第5章 I Dig Edu</u> (目的) <u>第19条 I Dig Edu は、教育者の主体的な学びを支援するためのプラットフォームであり、教育者の資質・能力の向上に資することを目的とする。</u> (基本方針) <u>第20条 教育者研修推進本部は、第19条に規定する目的を果たすため、I Dig Edu に関する基本方針を策定する。</u> <u>第6章 その他</u> (報告) <u>第21条 推進本部は、公開講座（特別公開講座及びI Dig Eduを除く。）の実施について教育研究評議会に報告するものとする。</u> (事務) <u>第22条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。ただし、第2条第4号に規定するI Dig Eduの実</u>	〔省略〕 (種類) 第2条 本学の公開講座は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 〔省略〕 第2章 東京学芸大学オープンセミナー (目的) 第3条 〔省略〕 〔省略〕 (講習料) 第18条 〔省略〕 <u>第5章 その他</u> (報告) <u>第19条 推進本部は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について教育研究評議会に報告するものとする。</u> (事務) <u>第20条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。</u>

<u>施に関する事務は、学務部先端教育推進課が処理する。</u> (規程の改廃) <u>第23条</u> 〔省略〕 (雑則) <u>第24条</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年6月27日から施行する。</u>	(規程の改廃) <u>第21条</u> 〔省略〕 (雑則) <u>第22条</u> 〔省略〕 〔省略〕
---	--